**野洲市小中学校　非常変災時の対応について**

野洲市教育委員会

　（令和４年４月）

**登校前**

**臨時休業する場合**

①野洲市に、午前７時現在で**暴風警報、特別警報**が発表中の場合は臨時休業となります。

②野洲市に、前日の下校後から登校開始までに、**震度５弱以上の地震**が発生した場合は臨時休業となります。

③野洲市に、登校開始までに水害、土砂災害情報の**警戒レベル４以上**が発令された場合は臨時休業となります。

**＜連絡方法＞**

①、②、③の基準について、学校から保護者宛に文書で通知しておく。翌日からの対応等については、必要に応じて、学校からメール配信、電話等で連絡する。

**臨時休業を検討する場合**

①野洲市に、翌日**暴風警報、特別警報**の発表が予想される場合は、前日に臨時校長会を開き、臨時休業を検討する。

②野洲市に、登校開始までに、水害、土砂災害情報の**警戒レベル３**が発表された場合、または、**近隣地域に警戒レベル４以上**が発表された場合は、学校長の判断により、臨時休業を検討する。

③警報等が出ていなくとも、通学路等で危険状況が発生している場合は、学校長の判断により、臨時休業を検討する。

**＜連絡方法＞**

全ての市内小中学校が臨時休業になる場合は、保護者宛に市教委からメール配信し、野洲市のホームページに掲載する。翌日からの対応については、必要に応じて学校から連絡する。

一部の小中学校が臨時休業になる場合は、市教委に報告した後、保護者宛に学校からメール配信する。学校教育課が野洲市ホームページに掲載する。翌日からの対応については、必要に応じて、学校から連絡する。

**在校中**

①野洲市に、在校中に**暴風警報、特別警報**が発表された場合は、学校長の判断により、保護者への引き渡し、学校待機、下校時刻の繰上げ等の対応を検討する。

②野洲市に、在校中に水害、土砂災害情報の**警戒レベル３以上**が発表された場合は、学校長の指揮のもと避難し、安全を確保する。安否確認、安全確認をした後、学校長の判断により、保護者への引き渡し、学校待機、下校時刻の繰上げ等の対応を検討する。

③野洲市に、在校中に**震度５弱以上の地震**が発生した場合は、学校長の指揮のもと避難し、安全を確保する。安否確認、安全確認をした後、学校長の判断により、保護者への引き渡しを行う。連絡がつかない児童・生徒は学校待機をする.

④警報等が出ていなくとも、通学路等で危険状況が発生している場合は、学校長の判断により、保護者への引き渡し、学校待機、下校時刻の繰上げ等の対応を検討する。

※下校時刻の繰上げをする場合は、安全性を十分に考慮し、慎重に判断する。

※在校中の非常変災が起こった場合は、学校長の判断により対応を決定する。対応について保護者宛に学校からメール配信、電話等で連絡する。翌日からの対応についても、必要に応じて、学校から連絡する。また、対応、安否について市教委に報告する。

**登下校中**

野洲市に、登下校中**大きな地震**が発生した場合は、登校中は登校、下校中は帰宅を原則とする。登校後、安否確認、安全確認をした後、学校長の判断により、保護者への引き渡し、学校待機、下校時刻の繰上げ等の対応を検討する。ただし・・・

**緊急性が高い場合は、児童生徒の判断により学校、自宅の近い方へ避難する。**

**震度4以上の地震の場合は安否確認をする**

**＜登校中の場合＞**

登校した児童生徒の安否を学校が確認し、学校から保護者宛にメール配信する。児童生徒が自宅へ戻った場合は、保護者か本人が学校に連絡する。

**＜下校中の場合＞**

下校した児童生徒の安否を下記の方法で確認する。

　【メール登録者】

　　　学校から安否確認のためのメールを配信する。

「お子さんの無事を確認出来たらチェックしてください。」

【メール未登録者】

　　　自宅に帰った後、できるだけ早く保護者か本人が学校に連絡する。

　　　メールのチェックがなく、保護者、本人からの電話もない場合は、学校から電話をし

て、安否確認する。

【学校に児童生徒が戻った場合】

　　　学校から保護者に電話等で安否について連絡する。

　※安否確認後、学校は市教委に報告する。

※登校後に、保護者への引き渡し、学校待機、下校時刻の繰上げ等の対応を行う場合は、保護者宛に学校からメール配信、電話等で連絡する。

※翌日からの対応については、必要に応じて、学校から連絡する。また、その旨を市教委に報告する。

　※バス通学の児童については、学校、野洲市教育委員会、バスの運転手で連絡を

　　とり、安否を確認する。